

証券CFD取引契約締結前交付書面 新旧対照表

平成23年12月21日

(下線部分変更)

新	旧
<p>証券CFD取引の仕組みについて</p> <p>3. 返済に伴う金銭の授受</p> <p>(2) 決済代金について</p> <p>6. 税金</p> <p><u>個人が行った証券CFD取引における税金は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u></p> <p><u>法人が行った証券CFD取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u></p> <p><u>金融商品取引業者は、顧客が証券CFD取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>証券CFD取引の仕組みについて</p> <p>3. 返済に伴う金銭の授受</p> <p>(2) 決済代金について</p> <p>6. 税金</p> <p><u>証券CFD取引における税金は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。</u></p> <p><u>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</u></p>